

課税問題ワーキンググループ 中間とりまとめ

(平成10年10月27日)

論点・意見

- ・ 個人所得課税の基本的なあり方と負担水準
- ・ 税率構造
- ・ 給与所得課税
- ・ 事業所得者の経費、控除
- ・ 退職所得課税
- ・ 基礎的な人的控除と課税最低限

個人所得課税の基本的なあり方と負担水準

- 税体系全体の中での個人所得課税の位置付けについてどう考えるか。
- 個人所得課税の負担水準について、次のような観点からどのように考えるか。
 - ・ マクロで見た租税負担率の水準と国民の重税感との関係
 - ・ 収入階層、世帯類型、所得の稼得形態に応じた税負担の状況
- 社会保険料負担を合わせた負担水準についてどのように評価するか。
- 現在及び今後の公共サービスの水準についてどう考えるか。また、その水準から見て、国民負担の水準はどのようにあるべきか。
- 財政赤字が将来の負担水準に及ぼす影響を、現在の負担水準を評価する上でどのように考慮すべきか。
- 所得再分配機能の観点から見て、個人所得課税はどの程度の累進性を有するものであるべきか。
- 個人所得課税の累進構造が次の諸点にどのような影響を及ぼしているか。
 - ・ 個人の勤労意欲や事業意欲
 - ・ 人的資本への投資
 - ・ 国境を超えた人的資本の移動
- 個人所得課税の課税ベースについて、次のような視点からどのように評価するか。
 - ・ 課税ベースのイロージョン（侵食）はどの程度生じており、それが、税負担の公正に対する信頼感にどのような影響を与えているか。
 - ・ ライフスタイルや経済行動の選択に対して、できる限り歪みを与えないようなものとなっているか。

- ・ 簡明さと透明性が保たれ、誰が見ても分かりやすく、納得できる制度になっているか。
- ・ 公共サービスの提供のコストを広く分かち合うことができる仕組みとなっているか。

○ アメリカ、イギリス等の諸外国では、70年代終わりから80年代後半にかけて税率構造の大胆なフラット化や制度の大幅な見直しが進められ、その後、アメリカでは最高税率の引上げの動きも見られた。このような税制改革の流れをどのように評価するか。

税率構造

- 税率の構造的なあり方を検討する場合には、課税ベースや課税方式のあり方との総合的な判断が必要であるが、所得課税体系全体の中で税率構造のあり方をどう考えるか。
- 所得再分配機能（垂直的公平）と限界税率の累進性の関係をどう考えるか。
- 限界税率の水準、累進度と勤労意欲、事業意欲との関係をどう考えるか。
- 機会の均等が保障され、所得が平準化している中で、リスクをとり、あるいは、希少な能力を発揮して得た所得に対する課税の水準はどうあるべきか。
- 限界税率の水準や累進度が、租税回避の誘因となったり、会社におけるFRINGE BENEFITへの依存など、経済行動に影響を与えていないかどうか。
- 最高税率の水準が諸外国に比して高いことが、人的資本の海外への漏出に繋がっていないかどうか。
- 税率構造は、公平・中立・簡素といった税の基本原則に関わり、個人所得課税のあり方を規定する最も重要な要素の一つであることから、単に景気調整の観点からではなく、長期的な視点から検討していくべきではないか。
- 国税、地方税のそれぞれの性格に鑑み、所得税と個人住民税の税率構造のあり方についてどう考えるか。
- 個人所得課税の税率構造と法人所得課税の表面税率（調整後）の関係についてどう考えるか。

給与所得課税

- 勤務費用の概算控除、他の所得との負担調整など、従来から給与所得控除の性格付けとして論じられてきた点についてどう考えるか。
- 給与所得控除は、マクロ的に見ると給与収入金額の約3割の水準に達しているが、勤務費用の概算控除として位置付ける場合、この水準をどう考えるか。
- 最高税率の水準と給与所得控除に頭打ちが設けられていないこととの関係性をどう考えるか。
- 給与所得控除の最低保障額制度をどう考えるか。
- 社会・経済情勢の変化等を踏まえ、従来、給与所得控除の性格付けの一つとして指摘されてきた他の所得との負担調整の観点についてどう考えるか。
- 勤務形態や給与の支給形態が多様化していることに対し、税制面でどのように対応すべきか。
- 給与所得控除に関し、いわゆるサラリーマンに対する給与と、同族会社の役員に対する報酬や青色専従者給与の相違についてどう考えるか。
- 特定支出控除の適用件数は僅少となっているが、
 - ・ 職業上多額の必要経費の支出を余儀なくされる場合に、申告による控除の道を開く制度としての意義は認められるのではないか。
 - ・ 他方、給与所得控除の水準が高い（マクロ的に見ると給与収入金額の約3割の水準に達している）こととの関係をどう考えるか。
- 雇用形態の変化や所得の発生形態の多様化を踏まえ、現在の源泉徴収の範囲についてどう考えるか。

○ 年末調整の意義について

- ・ 申告によって税額の確定を納税者自らが行うことは、税負担を通じて政治参加意識を高める観点から重要であるとの見方についてどう考えるか。
- ・ 消費税創設後、税負担を通じた政治参加の意識は消費税を通じて相当程度高まっているとの指摘についてどう考えるか。
- ・ 年末調整は、納税者の手続きを簡便化し、社会的なコストをできる限り最小化する仕組みとして評価できるのではないか。

事業所得者の経費、控除

- 必要経費の範囲について
 - ・ 家事費用・家事関連費用と事業の必要経費との判別がケースによっては困難であるが、制度上、執行上これにどのように対応していくべきか。
 - ・ 法人の場合と異なり、交際費や公益的寄付金以外の一般の寄付金について必要経費算入を制限する制度がなく、必要経費性については個別判断に委ねられていることをどう考えるか。
- 事業における個人形態と法人形態の選択に対してできるだけ歪みを与えないために、それぞれの課税のあり方についてどう考えるか。
- 青色事業者については、専従者給与の支払いによる配偶者等への所得分与が可能となっているが、専従の実態等から見て過度の支払いが行われている場合には公平を失することになるのではないか。
- 事業所得の申告水準の向上のために一層の納税環境整備が必要との指摘についてどう考えるか。

退職所得課税

- 現行の退職所得課税の仕組みは、勤続年数に応じて厚く支給される退職金支給のあり方を反映したものとなっているが、雇用形態が多様化・流動化してきていることを踏まえ、どのように検討していくべきか。
- 退職金の支給形態が一時金方式から年金方式に徐々にシフトしていること等を踏まえ、退職所得課税と年金課税との関係をどのように考えるか。
- 退職所得は、給与所得の後払いとしての性格を有することについて、どのような配慮を払うべきか。
- 来日後、本邦で短期間のみ在職する従業員等に対し、本邦での給与支給に代えて、本国帰国後に退職金を支給するといったことが行われうることにについてどのように考えるか。

基礎的な人的控除と課税最低限

- 課税最低限は、どの程度の所得階層から所得税の負担を求めるかという限界を画するものであるが、そのあり方に関し、総合的に勘案される次のような要素についてどう考えるか。
 - ・ 国の公共サービスの財源を納税者が負担する視点
 - ・ 国民の生計費などの生活状況
 - ・ 税率構造と課税最低限の組み合わせによる個人所得課税の累進構造のあり方
 - ・ 家族構成に応じた負担の調整
 - ・ 税務執行上対応可能な納税者数
- 国民の生活水準の向上、社会保障制度の充実等を踏まえ、いわゆる最低生活費への税制上の配慮についてどのように考えるか。
- 税負担を通じて政治参加の意識が高まるのではないかと指摘についてどう考えるか。また、このような考え方から、課税最低限の水準はどのようにあるべきか。
- 我が国所得税の課税最低限は、累次にわたる引上げにより主要諸外国に比して既に高い水準となっており、所得税制全体としての累進度を強めていることについて、所得再分配機能の観点からどう考えるか。
- 21世紀の少子高齢社会において、活力を損なわないためには、所得税負担はどのような範囲の人にどの程度求めるべきか。